

災害等による納期限等の延長について

令和2年11月9日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## 1. 現行制度の概要

現行の関税法の災害による期限の延長に係る制度においては、特定災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害であって、財務大臣が指定したもの）により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定した地域に当該特定災害が発生した時に住所又は居所を有していた被災者に係る関税関係法令に基づく申請、請求、書類の提出、納付又は徴収（以下「納付等」という。）に関する期限で、当該特定災害が発生した日から財務大臣が当該特定災害による当該指定地域への当該特定災害の影響の程度を勘案して財務大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までの間に到来するものについては、納付等を指定日の翌日まで延長する旨を規定している（関税法第2条の3第1項。以下この制度を「地域指定による期限延長」という。）（注1）。

地域指定による期限延長の要否については、災害による、輸出入者・通関業者等の関係者、貨物、保税蔵置場・港湾施設等への影響、災害救助法の適用状況等を勘案して判断することとしており、地域指定による期限延長が必要と判断した場合には、指定する地域の範囲を決定のうえ告示により指定をしている。

また、特定災害の被災者の支援のため、税関長が次の手数料の還付、軽減又は免除をすることができる旨を規定している（関税法第102条の2）。

- 被災者向けの救援物資及び被災した保税地域から避難した貨物に係る指定地外検査許可手数料
- 特定災害で紛失した輸入許可書等に係る証明書交付手数料
- 財務大臣が指定した地域に所在する保税地域について支障の程度に応じた保税地域許可手数料

（注1）指定した地域に係る特定災害に起因するやむを得ない理由により、延長された期限等（指定日の翌日）までにその納付等をする事ができない場合には、当該納付等をすべき者の申請に基づき、その理由がやんだ日から2月以内に限り、当該延長された期限を再延長することができること等を規定している（同条第3項及び第4項）。

（注2）新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月11日に告示により全国を指定済（11月6日時点で、約130件の利用が確認されている）。

国税においては、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく納付等に関する期限までに当該納付等をする事ができないと認めるときは、国税庁長官が地域を指定してその期限を延長することが可能であるほか、納税者等の申請に基づき税務署長等が期限を指定してその期限を延長すること

(以下「個別指定による期限延長」という。)が可能とされている(国税通則法第11条、国税通則法施行令第3条第1項及び第3項)(注3)。

(注3) 国税においては、災害その他やむを得ない理由により、納付等の期限までに当該納付等をすべき者であって当該期限までに当該納付等のうち e-Tax を使用して行う納付等をすることができないと認める者が多数に上ると認める場合には、国税庁長官が対象者の範囲を指定して当該期限を延長すること(以下「対象者指定による期限延長」という。)も可能とされている(同法第11条、同令第3条第2項)。

## 2. 検討

我が国においては、毎年のように、水害・土砂災害、地震・津波等の災害が発生しているが、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化しているほか、本年は、新型コロナウイルス感染症による影響が生じているところである。

これらの災害について、納付等の期限延長が必要と認められる場合には、告示を發出して地域指定による期限延長をすることとしているが、災害の発生から告示の發出までには、事務手続上、通常10営業日以上の間を要する。また、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症のように一定の間をかけて被害や影響が拡大していくものがあり、実態把握等に時間を要することから、被災者が災害による影響を被ってから告示までに相当程度の間を要する場合も出てきている。

今後も大規模な災害の発生が想定される中、災害が発生した際には、地域指定による期限延長をする前においても、国税の個別指定による期限延長と同様の期限延長を認めてほしい旨の要望が寄せられている。

国税と同様の個別指定による期限延長を可能とすれば、地域指定による期限延長に係る告示が發出されるまでの間に期限が到来する納付等について、適時に対応することが可能となり、被災者の予見可能性の向上につながるだけでなく、当局において把握することが困難な個別の事情を勘案して期限を延長する等のきめ細やかな対応が可能となるものと考えられる。

また、上記とあわせて、ほぼ全ての輸出入者が利用する輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)が、サイバー攻撃等により使用不能になる等の理由により関税関係法令に基づく納付等を行うことができない者が多数に上ると認められる場合において、国税の対象者指定による期限延長と同様の期限延長が可能となれば、地域指定による期限延長や個別指定による期限延長に馴染まない、特定の地域に住所・居所を有していない多数の者を対象として期限延長をすることが可能となり、より機動的な対応が可能となるものと考えられる。

更に、関税法第 102 条の 2 に規定する指定地外検査許可手数料等の還付、軽減又は免除については、同法第 2 条の 3 の災害及び地域の指定がされた場合に税関長が行うことができることとされているが、現行の地域指定による期限延長に加え、国税の個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長を可能とする場合には、被災者の支援の観点から、期限延長の種類に関わらず、税関長が引き続き当該手数料等の還付等を行うことができるよう措置することが適当と考えられる。

### 3. 改正の方向性

災害等により期限までに納付等を行うことができない場合に、現行の地域指定による期限延長に加えて、国税の個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長と同様の期限延長を可能とするよう、令和 3 年度関税改正で措置することが適当ではないか。

また、特定災害が発生した場合の指定地外検査許可手数料等の還付、軽減又は免除についても、上記の期限延長に係る措置に合わせてその対象範囲を拡大することが適当ではないか。